

補助金等取扱基準

補助金等の名称	諏訪市路線バス運行費補助金
補助事業等の標目	市民の日常生活に不可欠な路線バスの運行事業者に対して補助金を交付することにより、当該事業者によるバス運行の継続を支援し、もって地域公共交通の確保及び維持を図る。
補助事業等の対象者	岡谷駅又は茅野駅を発着し、かつ、上諏訪駅を経由する路線（以下「対象路線」という。）を運行するバス事業者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業を営業者をいう。）
補助対象経費	補助を行う年度の前年度の4月1日から3月31日までの1年間の対象路線に係る専属営業利益で赤字となった額
補助金等の額及びその算定方法又は補助率	補助対象経費の10分の10以内で市長が定める額 【補助金等の額が5万円未満、補助率が補助対象経費の1/2を超える場合の理由】 対象路線の沿線自治体である3市1町（諏訪市、岡谷市、茅野市、下諏訪町）が共同で実施するため
補助事業等の評価	補助事業者からの実績報告書を基に、担当部署により補助事業の効果を評価する。
補助事業等の開始時期	令和5年12月15日
補助事業等の終了時期	令和8年3月31日 【終了時期が3年を超える場合の理由】 市民の日常生活に必要な不可欠な路線バスに対する補助事業であり、継続的な事業の実施が必要であるため
情報の公表の方法等	補助事業者、補助金交付金額、評価内容等を諏訪市ホームページにて公表する。
その他	1 補助金の交付の条件は、次のとおりとする。 (1) 運行の確保を図り、利用客の増加及びバス運行経費の節減に努めること。 (2) 補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、補助事業終了年度の翌年度から起算して5年間保存すること。 2 対象路線の運行に係る経常費用に対し、国又は県から交付された補助金があるときは、補助対象経費から当該補助金の額を控除して得た額を補助対象経費とする。
提出書類	補助金の交付を受けようとする者は、規則に定める申請書に次に掲げる書類を添付して、市長に提出しなければならない。

	<p>(1) 補助事業に係る補助対象期間の経常収益及び経常費用の内容を記載した損益計算書又はこれに準ずる書類</p> <p>(2) 補助対象期間の運行路線ごとの輸送人員及び運送収入を記載した運送実績書</p> <p>(3) その他市長が必要と認めた書類</p> <p>諏訪市補助金等交付規則に定める様式を除く。</p>
<p>担 当 部 署</p>	<p>諏訪市 企画部 地域戦略・男女共同参画課 地域戦略係</p>

令和 5年12月15日 制定（令和 5年12月15日 施行）